

小平市立学校給食センター更新事業
入札説明書等に係る個別対話結果

令和元年 8 月

小平市

小平市立学校給食センター更新事業 入札説明書等に係る個別対話結果

| No. | 議題 | 資料名 | ページ番号 | 該当箇所 | 確認したい内容 | 回答 |
|-----|--------------------------------|-------|-------|---------------|--|--|
| 1 | 事業スケジュールについて | 要求水準書 | P.5 | 解体工事の着手時期 | 現学校給食センターの解体業務着手可能時期は令和2年8月以降とあるが、前倒しは可能でしょうか。 | 令和2年度1学期まで現在の学校給食センターにて給食の調理を行うため、それ以前に解体工事に着手することはできません。 |
| 2 | 都市計画道路供用のための事業用地内再整備費用負担区分について | 要求水準書 | P.9 | 第1.6.(1)②敷地条件 | 7月19日ご回答内容の主旨を伺いたい。(事業者側で負担する要素がある場合には、事業費計画に関わり、どのように計上すればよいかを対話させていただきたい。) | 都市計画道路の整備に伴い、事業用地内で外構等の再整備が発生した場合でも、その整備費用は本市が負担します。 |
| 3 | 調理エリアの扉の仕様について | 要求水準書 | P.16 | 第2.1.(1)④仕上計画 | 調理エリアの扉は、耐水性、防錆性、耐久性に配慮し、ステンレス製の鋼製建具とする。とありますが機能を配慮した同等材質はよろしいか伺いたい。 | ステンレス製と同等であれば、事業者提案を可とし、要求水準書を修正します。 なお、ステンレス製以外の材質で提案する場合でも、台車の接触による扉の破損・変形や衛生環境の向上、扉の開閉のしやすさに配慮し、設置場所や用途に応じ、適切な材質で提案してください。 |
| 4 | 調理エリアの扉の仕様について | 要求水準書 | P.16 | 第2.1.(1)④仕上計画 | 「調理エリアの扉はステンレス製の鋼製建具とすること」とありますが、場所によってはステンレス製ではなくても良いという理解でよろしいでしょうか。 | No.2をご参照ください。 |
| 5 | 近隣環境への配慮について | 要求水準書 | P.32 | 第2・2・(1)・⑭・a | 廃水処理施設の臭気対策を十分に講じるよう、設置する脱臭設備は、性能及び納入実績(官公庁の廃水処理設備における)を明確にした設備とするよう、要求水準書を修正して頂けませんでしょうか。 | 原案の通りとします。 なお、事業者による提案の中では、設備の内容が明確になるよう性能及び納入実績等を示してください。 |
| 6 | 厨房機器等の撤去処分について | 要求水準書 | P.44 | 第2・2・(5)・②・c | 厨房機器等の処分にあたり、処分業者が有価物として引き取った場合は、事業者(建設企業)が売買金を収受してよいという理解でよろしいでしょうか。 | お見込みの通りです。 |
| 7 | 臭気測定業務について | 要求水準書 | P.58 | 第4・7・(5) | 「悪臭防止法の規制基準により、年1回以上必要に応じて臭気測定を行うこと。」とありますが、「必要に応じて」はどのような趣旨でしょうか。また、臭気測定を行った結果、悪臭防止法の規制基準を満たさなかった場合には、直ちにサービスの対価が減額されるのでしょうか。 | 前段については、年1回以上の臭気測定の実施に加え、近隣住民等からのクレームや実際に悪臭が感じられた場合等において、市からの要請に応じて、臭気測定を実施してください。 後段については、規制基準を上回った場合の他、クレーム等の状況が発生した場合であって、事業者が必要な対策を講じず、その状況の改善がなされなかった場合には、事業契約書(案)別紙2「モニタリング及びペナルティの考え方」に示すペナルティ対象事象となります。 |
| 8 | 手作り調理について | 要求水準書 | P.68 | (6)和え物調理 | C.ドレッシング、ゼリー等のカップ入りデザート(月に1~2回)の手作り調理は、冷菜同様の提供温度(10℃以下)でよろしいでしょうか | お見込みの通りです。 |
| 9 | コンテナ収容について | 要求水準書 | — | — | 飲用牛乳等回収用食缶もコンテナに収容する必要がありますか。 | コンテナに収容することが望ましいですが、献立によりコンテナに収容できない食器・食缶の組合せとなる日については、別途配送することでもかまいません。ただし、回収時に飲用牛乳等回収食缶の転倒がないように配慮してください。 |

| No. | 議題 | 資料名 | ページ番号 | 該当箇所 | 確認したい内容 | 回答 |
|-----|----------------|-------------|-------|----------------------------|---|--|
| 10 | 都市計画道路について | 要求水準書・資料2 | — | — | 都市計画道路の後退線について、座標点等を提示することは可能でしょうか。 | 現在、公表している資料にて対応をお願いします。 設計上の問題が発生する場合には、個別にご相談ください。 |
| 11 | 既存図面について | 要求水準書・閲覧資料1 | — | — | 現状の廃水処理施設について、既存図面において「将来対応」となっている箇所の状況を確認したい。 | データ化されていないため、閲覧資料として公表いたします。 |
| 12 | 労務単価について | 様式集（入札書類審査） | — | 様式B-6 | 入札時には具体的な労務単価や員数が決定していませんが、本様式にはどのような記載をすればよろしいでしょうか。 | 建設業務において予定する労務者の工種、職種、延べ人数、及び労務者の日額賃金を記載してください。労務単価については、入札書類審査書類提出時点で公表されている2省協定以上の単価を基準とします。なお、評価項目として該当しない場合、提出は不要です。 |
| 13 | 厨房設備の配置概要図について | 様式集（入札書類審査） | — | 様式J-12 | 厨房設備の配置概要図（様式J-12）については、枚数制限を1枚ではなく、各階1枚にしてほしい。 | 各階1枚で提案することを可とします。 |
| 14 | 動線計画の説明方法について | 様式集（入札書類審査） | — | 計画図書等提案書類のうち、動線計画図（様式J-13） | 動線計画の説明は、他の図面に併記することも可能か伺いたい。 | 可能です。ただし、様式J-13を省略することはできません。 |
| 15 | 土壌汚染について | 7月19日ご回答 | — | 様式集（入札書類審査）に係る質疑回答回答14 | 今後汚染土壌が見つかった場合の扱いについて。 | 事業者の責めによるものでなければ、本市の負担にて対応します。 |
| 16 | 維持管理及び運営業務の違約金 | 事業契約書 | P.25 | 第61条 | 維持管理・運営業務分の違約金の30/120を契約保証と同じ金額10/100に修正することは可能でしょうか。 | 原案の通りとします。 |
| 17 | サービス対価の構成 | 事業契約書・別紙3 | P.43 | — | 割賦払い分の消費税についても、一時支払い金と同時に一括で支払ってもらうことは可能でしょうか。 | 原案の通りとします。 |
| 18 | 割賦手数料について | 事業契約書（案）別紙4 | P.47 | — | 提案書提出時の基準金利0.9%に対し、本施設の引渡し予定日の2営業日前に基準金利を確定するとなっておりますが、割賦手数料のスプレッドは提案書提出時と同じ利率が適用されるとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みの通りです。 |
| 19 | サービス対価の改定 | 事業契約書（案）別紙5 | P.58 | 改定に用いる指標 | 運営業務のサービス対価の改定に用いる指標は、「労働者派遣サービス」ですが、東京都の「最低賃金」の上昇率を考慮していただけないでしょうか。 | 原案の通りとします。 |